

副本

平成27年(ワ)第13029号, 第23567号 TPP交渉差止・違憲確認等請求事件

原告 原中勝征ほか1579名

被告 国

準備書面 (3)


平成28年11月8日

東京地方裁判所民事第17部合議B係 御中

被告指定代理人

保木本 正 樹 

飯島 努 

岸田 二郎 








西尾 昭彦 

宮崎 繁人 

甲田 憲治 

小池 走野 

田辺 昌紀 

| | | | | |
|----|---|---|---|---|
| 安 | 元 | 晶 | 子 |  |
| 松 | 井 | 和 | 彦 |  |
| 矢 | 田 | 真 | 司 |  |
| 中 | 島 | 勇 | 人 |  |
| 佐々 | 木 | 新 | 平 |  |
| 日 | 笠 | | 紘 |  |
| 加 | 本 | 善 | 紀 |  |

被告は、本書面において、原告らの「原告第19準備書面」（以下「原告第19準備書面」という。）における主張に対し、必要と認める範囲で反論する。

なお、略語等は、本書面において新たに定めるもののほか、従前の例による。

第1 国賠法1条1項の違法性は、いわゆる相関関係説によって判断されるものではないこと

1 原告らの主張の要旨

原告らは、被告が、「国賠法1条1項の違法は、当該個別の国民の権利ないし法的利益に対する侵害があることを前提としており、権利ないし法的利益の侵害が認められない場合には、国賠法上の違法を認める余地はない。」（被告準備書面(1)第2の2・5ページ）と主張したことに対し、「通説・判例が、加害行為と被害を総合的に評価して不法行為の成否を決する相関関係説を採用していることは周知のところであり、被告のように被侵害利益を単独で採り上げてその不存在から直ちに不法行為の不成立を導くのは誤りである。」（原告第19準備書面第2の1・2ページ）、「被告の主張は、原告らが主張する被侵害利益のみに着目して、その被侵害利益性を一般的に否定し、その一事をもって不法行為の成立を否定するものであり、判例の立場とは異なる独自の主張といわなければならない。」（同3・4ページ）などと主張する。

2 被告の反論

(1) 国賠法1条1項の違法性判断をいわゆる相関関係説によることはできないこと

民法上の不法行為においては、他人の権利を侵害すること自体が原則として許されず、権利ないし法益の侵害があるときには原則として違法性が認められ、また、その違法性の判断は、被侵害利益の種類・性質と侵害行為の態様との相関関係において考察され、被侵害利益が強固であれば行為の不法性が小さくとも違法性が肯定され、被侵害利益が強固でないときは行為の不法

性が大きい場合に違法性が肯定されるとするいわゆる相関関係説が一般に採られている。

しかしながら、公権力の行使は、国民の権利に対する侵害を内包することが多く、そのことを前提に法の定める一定の要件と手続の遵守が求められているのであるから、いかに被侵害利益が強固なものであっても、法の定める一定の要件と手続の遵守の下でその侵害が行われたものである限り、これをもって違法とすることはできない（生命刑や自由刑の執行がその典型例である。）。

したがって、相関関係説に依拠して国賠法1条1項の違法性を判断することはできず、同項の違法性は、権利ないし法益の侵害があることを前提とした上、当該公権力の行使が公務員の職務上の法的義務（公権力の行使に当って遵守すべき行為規範）に違背するか否かによって判断されることとなる（職務行為基準説）。

この点については、最高裁判所昭和60年11月21日第一小法廷判決（民集39巻7号1512ページ）、最高裁判所平成5年3月11日第一小法廷判決（民集47巻4号2863ページ）、最高裁判所平成9年9月9日第三小法廷判決（民集51巻8号3580ページ）、最高裁判所平成17年9月14日大法廷判決（民集59巻7号2087ページ）、最高裁判所平成27年12月16日大法廷判決（民集69巻8号2427ページ）等において繰り返し示されているところであり、確立した最高裁判所の判例である。

以上のとおり、民法上の不法行為におけるいわゆる相関関係説をもって国賠法上の違法性を判断すべきとする原告らの主張は失当である。

(2) 原告らが引用する最高裁判例は、国賠法1条1項の違法性の判断に当たり、いわゆる相関関係説を採用したものではないこと

原告らは、被告が被告準備書面(1)第2の2（5及び6ページ）で引用した最高裁判例について、国賠法1条1項の違法性の判断につき相関関係説に

立つものと理解できると主張する（原告第19準備書面第2の2及び3・2ないし4ページ）が、以下に述べるとおり、当該最高裁判例は、いずれも、国賠法1条1項の違法性の判断につき相関関係説を採ったものではなく、原告らの主張は誤りである。

ア 原告らは、最高裁判所昭和63年6月1日大法廷判決（民集42巻5号277ページ）について、「信仰生活の静謐性それ自体は被侵害利益たり得ることを前提にして、侵害行為を特定した上で、これとの相関関係において、不法行為の成立を否定したものである。」と主張する（原告第19準備書面第2の2(2)・2及び3ページ）。

そもそも、原告らが原告第19準備書面の上記箇所において上記最高裁判決が判示したとしてかぎ括弧で引用する部分は、当該判決の判示中に見当たらない。

この点をおくとしても、上記最高裁判決は、「同神社（引用者注：宗教法人山口県護国神社）と被上告人（引用者注：一審原告）の間の私法上の関係」を検討する過程において、「私人相互間において憲法20条1項前段及び同条2項によつて保障される信教の自由の侵害があり、その態様、程度が社会的に許容し得る限度を超えるときは、場合によつては、（中略）不法行為に関する諸規定等の適切な運用によつて、法的保護が図られるべきである」、「信教の自由の保障は、何人も自己の信仰と相容れない信仰をもつ者の信仰に基づく行為に対して、それが強制や不利益の付与を伴うことにより自己の信教の自由を妨害するものでない限り寛容であることを要請しているものというべきである。このことは死去した配偶者の追慕、慰霊等に関する場合においても同様である。」と判示しているのであり、飽くまでも私人相互間の関係における信教の自由の侵害に関して、侵害行為と被侵害利益との相関関係に着目しているとはいえても、国賠法1条1項の違法性の判断についていわゆる相関関係説を採ったものということは

できない。

イ また、原告らは、最高裁判所平成2年2月20日第三小法廷判決（裁判集民事159巻161ページ）について、「葬儀場の近隣住民が目隠しフェンスの設置と慰謝料を請求した事件である。」とするが（原告第19準備書面第2の2(3)・3ページ）、そもそも上記最高裁判決は、そのような事案に係る判決ではない。

原告らの主張内容に鑑みると、原告らは、上記最高裁判決と最高裁判所平成22年6月29日第三小法廷判決（裁判集民事234号159ページ）とを混同しているのではないかと思われるが、後者の最高裁判決は、被告が被告準備書面(1)第2の2（6ページ）で指摘したものではない。

念のため付言すると、被告が指摘した上記最高裁平成2年2月20日判決は、「被害者又は告訴人が捜査又は公訴提起によって受ける利益は、公益上の見地に立って行われる捜査又は公訴の提起によって反射的にもたらされる事実上の利益にすぎず、法律上保護された利益ではないというべきである。したがって、被害者ないし告訴人は、捜査機関による捜査が適正を欠くこと又は検察官の不起訴処分の違法を理由として、国家賠償法の規定に基づく損害賠償請求をすることはできないというべきである」と判示し、「法律上保護された利益」の侵害がなければ国賠法上の違法を認める余地はないとしている。

ウ さらに、原告らは、最高裁判所昭和43年7月9日第三小法廷判決（裁判集民事91号639ページ）について、「本件と類型を異にしており、本件との関係で被侵害利益を否定する根拠とするのは適切ではない。」と主張する（原告第19準備書面第2の2(4)・4ページ）。

原告らの主張の趣旨は判然としないが、上記最高裁判決には、原告らのような「被侵害利益の種類・性質・内容と侵害行為の態様・侵害の程度を相関的に判断」した判示部分がないことはもとより、当該事案の原告

が主張する利益が、事実上の利益にすぎず、「法律上の利益ないし権利」とはいえないとして、国に対する損害賠償請求を否定したものであるから、被告の主張に沿うものであって、原告らの主張の根拠となるものではない。

(3) 小括

以上のとおり、国賠法1条1項の違法性の判断は、いわゆる相関関係説によってではなく、職務行為基準説によって行われるものであり、このことは、被告が指摘する最高裁判例に照らしても明らかというべきである。

第2 原告らにTPP協定又はTPP協定の交渉によって侵害される権利ないし法的利益は存在しないこと

1 生存権、人格権に基づく法的利益が観念できないこと

(1) 原告らが生存権、人格権として主張する種々の権利は、いずれも一般的、抽象的なものにとどまり、国賠法上保護された権利ないし法的利益とはいえないこと

原告らは、食品安全基本法、食品衛生法及び食品表示法によって憲法25条の生存権が「食の安全に関わる権利」ないし「安全な食品の提供を受ける権利」、「(食品に関する自己決定を確保するための)人格権としての知る権利」として具体化されているとし、これらが国賠法上の被侵害利益である旨主張するようである(原告第19準備書面第3の3・7ないし9ページ)。

しかしながら、憲法25条の規定は、全ての国民が健康で文化的な最低限度の生活を営み得るように国政を運営すべきことを国の責務として宣言したにとどまり、直接個々の国民に対して具体的権利を付与するものではなく、憲法の規定の趣旨を実現するための法律によって初めて個々の国民に具体的権利が付与されるものである(最高裁昭和42年5月24日大法廷判決・民集21巻5号1043ページ)。

この点、原告らが指摘する食品安全基本法は、「食品の安全性の確保に関

し、基本理念を定め、並びに国、地方公共団体及び食品関連事業者の責務並びに消費者の役割を明らかにするとともに、施策の策定に係る基本的な方針を定めることにより、食品の安全性の確保に関する施策を総合的に推進することを目的とする。」法律であり（同法1条）、また、食品衛生法は、「食品の安全性の確保のために公衆衛生の見地から必要な規制その他の措置を講ずることにより、飲食に起因する衛生上の危害の発生を防止し、もって国民の健康の保護を図ることを目的とする。」法律であり（同法1条）、さらに、食品表示法も、「販売（括弧内省略）の用に供する食品に関する表示について、基準の策定その他の必要な事項を定めることにより、その適正を確保し、もって一般消費者の利益の増進を図るとともに、（中略）国民の健康の保護及び増進並びに食品の生産及び流通の円滑化並びに消費者の需要に即した食品の生産の振興に寄与することを目的とする。」法律であって（同法1条）、憲法の規定の趣旨を実現するために個々の国民に対して何らかの具体的な権利を付与することを目的とするものではない上、原告らが指摘する各規定はもとより、その他の各規定を子細にみても、直ちに個々の国民に対して、安全な食品の提供を受けることや食品に関する自己決定を確保することに関する具体的な権利など何らかの具体的な権利を付与したものとみることのできる規定も存在しない。

すなわち、これらの法律によって、原告らのいう「食の安全に関わる権利」ないし「安全な食品の提供を受ける権利」、「（食品に関する自己決定を確保するための）人格権としての知る権利」が個々の国民に対して具体的権利として付与されているとはいえないから、これらの法律によって憲法25条の生存権が「食の安全に関わる権利」ないし「安全な食品の提供を受ける権利」、「（食品に関する自己決定を確保するための）人格権としての知る権利」として具体化されているとはいえないし、原告らの主張するこれらの「権利」が国賠法上保護される権利ないし法的利益となるものでもない。

結局のところ、原告らの主張は、TPP協定について、あるいはTPP協定に関する交渉について、これに反対する原告らの主義・主張が容れられず、個人的な心情が害される、あるいは現状の生活が脅かされるのではないかと、いった漠然とした不安を抱いたという域を超えるものではないのであって、国賠法1条1項で法的に保護される権利ないし法的利益の侵害があったということはできない。

(2) TPP協定は、いまだ締結されておらず、発効もしていないこと

加えて、TPP協定は、いまだ締結されておらず、発効もしていない上、TPP協定に対応する国内法の改正、施行等もなされていないのであるから、原告らの権利義務又は法律関係に何らかの影響を及ぼすような法規範は存在しない。したがって、この点からしても、原告らに国賠法上保護される権利ないし法的利益の侵害があったということはできない。

なお、原告らは、「被告は、TPP協定の発効に伴う具体的な法令の改正がなされて初めて権利義務関係が変更されると主張しているようにも理解できる主張を行っている」とした上で、「条約は発効とともに国内法的効力を生じるとする一般的受容を認めるのが通説である。したがって、TPP協定が発効すれば、具体的な法令の改正を待たずとも権利義務関係が影響を受け得るのであるから、被告の主張は明確さに欠けている。」とも主張する（原告第19準備書面第4の2(3)・12及び13ページ）。

しかしながら、原告らが生存権及び人格権として保障されると主張する種々の「権利」は、被告準備書面(1)第2の3(2)ア(7ページ)で述べたとおり、いずれも抽象的、一般的なものとどまり、そもそも裁判上の救済が得られる程度に具体的、個別的な法律上保護される権利ないし法的利益とは認められないのであるから、原告らのいう「一般的受容」が認められるか否かにかかわらず、また、TPP協定が、今後、締結されて発効し、TPP協定に対応する国内法の改正、施行等がなされるか否かにかかわらず、直ちに原

告らに国賠法上保護される権利ないし法的利益の侵害があるということではできない。

2 「知る権利」に基づく法的利益も観念できないこと

原告らは、「国民に何らの情報を開示することなくTPP協定の署名がなされたこと自体によって、原告らの知る権利はすでに侵害された」（原告第19準備書面「第4」〔引用者注：「第5」の誤記であると思料される。〕2・13ページ）、「公開された仮訳（引用者注：日本語仮訳）は、6000ページ以上に及ぶTPP協定の内、2000ページ余に止まっている。（中略）日本語を母語とする日本国民は、TPP協定に関する情報が極めて限られた状態にあり、現実には、TPP協定に対して知る権利を侵害され続けている。」（同3・14ページ）、「被告は、TPP協定に関する情報を国民に開示しないまま、極めて不十分な国会審議によってTPP協定を批准しようとしている。こうした被告の姿勢は、原告らの知る権利を根底から侵害する」（同5・15ページ）と主張する。

しかしながら、被告準備書面(1)第2の3(2)イ（7及び8ページ）で述べたとおり、「知る権利」の概念は、それ自体、多義的であり、仮にこれを「知ることを妨げられない権利」と捉えたとしても、原告らは、TPP協定あるいはTPP協定に関する交渉に関して、自ら情報を収集する自由を何ら妨げられていない。また、情報公開に関する法制度を離れて、個別の国民が、国の政策ないし施策に関して、その情報の一切について秘密とされない利益ないし全ての情報を提供される利益を持つとはおよそ考えられないのであって、かかる利益なるものを国賠法上法的保護に値する利益として観念する余地はない。

したがって、原告らの上記主張も失当である。

第3 結語

以上のとおり、本件国賠請求に係る原告らの主張は、それ自体失当であるか

ら、速やかに棄却されるべきである。

以 上